

吸收合併に係る事後開示書類

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事項)

備置開始日 2024 年 4 月 1 日

吸收合併存続会社 岩手県盛岡市内丸 3 番 1 号
株式会社 東北銀行
代表取締役頭取 佐藤 健志

2024年4月1日

株式会社 東北銀行
代表取締役頭取 佐藤 健志

株式会社東北銀行（以下、「当行」、「吸収合併存続会社」といいます。）と東北銀ソフトウェアサービス株式会社（以下、「吸収合併消滅会社」といいます。）は、2023年9月27日に合併契約を締結し、2024年4月1日を効力発生日として、株式会社東北銀行を吸収合併存続会社、東北銀ソフトウェアサービス株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。本吸収合併に関し、会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2024年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条、第789条の規定による手続きの経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

吸収合併消滅会社は、当行の完全子会社であったため、吸収合併をやめることの請求について該当はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

吸収合併消滅会社は、当行の完全子会社であったため、会社法785条の規定に基づく株主からの株式買取請求について該当はありません。

(3) 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社は、新株予約権および新株予約権付社債を発行していなかったため、該当はありません。

(4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社は、会社法第789条第2項の規定に基づき、2023年9月28日に官報公告および同日付での債権者に対する催告書送付を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はいません。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条、第 799 条の規定による手続きの経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易合併であるため、吸収合併をやめることの請求は該当ありません。

(2) 反対株主の買取請求

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易合併であるため、反対株主の買取請求については該当ありません。

(3) 債権者の異議

当行は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2023 年 9 月 28 日の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で電子公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はいません。

4. 本吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併存続会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当行は、吸収合併消滅会社の資産、負債およびその他権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面または電磁的記録に記載または記録がされた事項

別紙「吸収合併に関する事前開示書類」記載のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更登記をした日

2024 年 4 月 1 日

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

当行は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本合併契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本合併を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本合併に反対する旨を通知した当行の株主はありません。

以上

吸收合併に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項)

備置開始日 2023 年 9 月 28 日

吸收合併消滅会社 岩手県盛岡市茶畑二丁目 25 番 46 号
東北銀ソフトウェアサービス株式会社
代表取締役専務 鬼柳 伸二

東北銀ソフトウェアサービス株式会社及び株式会社東北銀行は、2023年9月27日に合併契約を締結し、2024年4月1日を効力発生日として、株式会社東北銀行を吸収合併存続会社、東北銀ソフトウェアサービス株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことといたしました。

本合併に係る会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条の規定に基づく事前開示事項は、下記のとおりであります。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）

別紙のとおり、2023年9月27日付で、当社を吸収合併消滅会社とする合併契約を締結しました。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）

東北銀ソフトウェアサービス株式会社は株式会社東北銀行の完全子会社であることから、合併に際しては株式の発行および金銭等の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）

【吸収合併存続会社についての事項】

吸収合併存続会社である株式会社東北銀行の最終事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日）に係る計算書類等は別紙のとおりです。

なお、最終事業年度の末日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

【吸収合併消滅会社についての事項】

当社において、最終事業年度の末日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項5号）

2023年3月31日現在、当社および吸収合併存続会社の貸借対照表における資産の額、負債の額および純資産の額は下表のとおりです。

	資産の額	負債の額	純資産の額
吸収合併存続会社	965,845百万円	928,321百万円	37,524百万円
吸収合併消滅会社	1,072百万円	529百万円	544百万円

いずれの会社においても、資産の額が負債の額を上回っております。また、合併の効力発生日までに資産および負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予想されておりません。従いまして、本吸収合併後における吸収合併存続会社の債務の履行に支障はない見込んでおります。

7. 事前開示開始後の上記各事項の変更（会社法施行規則第182条第6項）

本事前開示開始日以降、上記事項に変更がありましたら、ただちに開示いたします。



合併契約書

株式会社東北銀行（住所：岩手県盛岡市内丸3番1号。以下「甲」という。）及び東北銀ソフトウェアサービス株式会社（住所：岩手県盛岡市茶畠二丁目25番46号。以下「乙」という。）は、合併に関し次の契約を締結する。

第1条（合併）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する。

第2条（合併に際して交付する金銭等）

甲は、乙の全株式を所有しているため、乙の株主に対してその株式に代わる金銭等の交付は行わないものとする。

第3条（甲の資本金等）

合併により甲の資本金及び準備金は増加しない。

第4条（合併効力発生日）

甲及び乙の合併効力発生日は2024年4月1日とする。ただし、この日までに合併に関し必要な手続きが終了しないとき、その他やむを得ない事情があるときは甲乙協議のうえこれを変更することができるものとする。

第5条（合併承認総会）

甲は会社法第796条第2項に規定される簡易合併、乙は会社法第784条1項に規定される略式合併であるため、いずれも合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく合併する。

第6条（会社財産の引継）

乙は合併効力発生日までにおける計算を明確にして、合併効力発生日において財産及び権利義務の一切を甲に引き継ぐものとする。

第7条（従業員の待遇）

甲は、乙の従業員のうち合併効力発生日現在在籍するものを甲の行員として引き継ぎ雇用する。ただし、勤続年数については乙におけるそれぞれの年数を引き継ぎ、その他の取り扱いについては甲乙協議のうえこれを行うものとする。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後合併効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその財産の管理及び業務の運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすような事項については、予め甲乙協議のうえこれを行うものとする。

第9条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約締結後合併効力発生日に至るまでの間において天災地変その他の事由により甲乙は乙の資産あるいは経営状態に著しい変動が生じたときは甲乙協議のうえ合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（費用負担）

合併実行に至るまでの手続きにかかる費用は、甲乙協議のうえ負担者を決定するものとする。

第11条（退職慰労金）

乙は、合併に際して退任するそれぞれの役員に対して退職慰労金を支給しないものとする。

第12条（本契約の効力）

本契約は、合併効力発生日の前日までに法令に定められた関係官庁の許認可が得られない場合には、その効力を失うものとする。

第13条（規定外事項）

本契約に規定するもののほか、合併に関し必要な事項は、この契約の趣旨に基づいて甲乙協議のうえこれを決定するものとする。

以上、本契約締結の証として本契約書1通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、甲がその原本を保有し、乙がその写しを保有する。

2023年9月27日

甲 岩手県盛岡市内丸3番1号

株式会社東北銀行

代表取締役頭取 佐藤 健志



乙 岩手県盛岡市茶畠二丁目25番46号

東北銀ソフトウェアサービス株式会社

代表取締役専務 鬼柳 伸二



(添付書類)

第103期（2022年4月1日から 2023年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当行の本店ほか支店54出張所2において、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託業務などのほか、代理業務、債務の保証（支払承諾）、国債等公共債及び証券投資信託の窓口販売などの附帯業務等を行い、岩手県内を中心に営業を展開しております。

金融経済環境

当期のわが国経済は、資源高の影響などを受けつつも、新型コロナウイルス感染症抑制と経済活動の両立が進むもとで、緩やかに持ち直しております。企業収益は、資源高や円安によるコスト増加が重石となっており、製造業の一部に弱さがみられます。一方で、インバウンド需要、旅行や外食などのサービス消費の回復を受け、非製造業は増益、個人消費も緩やかに持ち直しております。今後、景気が回復していくことが期待されていますが、海外の経済や物価動向、ウクライナ情勢の展開や資源価格の動向などの影響が不透明な状況となっております。

金融情勢に目を移しますと、日本銀行は2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続するとしております。また、新型コロナウイルス感染症の影響を注視し、企業等の資金繰り支援及び金融市场の安定維持に努め、必要があれば、追加的な金融緩和措置を講じていくとしております。

株式市場については、27,000円台でスタートした日経平均株価は、欧米の株式市場が下落するなかでも比較的に底堅く推移し、2023年3月末の終値は28,041円となりました。

岩手県内経済情勢

岩手県内の経済をみると、新型コロナウイルス感染症の影響緩和を背景に、非製造業の設備投資は増加しました。また、百貨店やスーパー売上高が前年を上回るほか、飲食業、宿泊業などを中心に個人消費は持ち直しの動きが進捗しております。しかしながら、公共投資は前年を下回り、住宅投資についても持家等が減少し、新設住宅着工戸数は前年を下回っております。総じて、岩手県内の経済は、一部に弱さがみられるが、

基調としては緩やかに持ち直しております。

事業の経過及び成果

当行は、地域社会への安定的資金供給を使命として設立された銀行であり、「地域金融機関として地域社会の発展に尽くし共に栄える」を経営理念として、地域経済の中核を担う中小事業者の皆さまを中心に営業活動を展開しております。

2022年4月には、これから地域社会の発展に尽くしていくことを目的として「とうぎんVision」を制定しております。また、同じく2022年4月よりスタートした第1次中期経営計画では、テーマを「中小事業者支援の深化と未来への挑戦」とし、『「成長予備軍先」のランクアップ支援』、『「収益力」の強化』、『「とうぎん型人材」の育成』、『「地域活性型ビジネスモデル」の確立』の4つの「とうぎんチャレンジ」を掲げ、各種施策に取り組んでまいりました。

○「とうぎんチャレンジ」への取組み

とうぎんチャレンジⅠ：「成長予備軍先」のランクアップ支援

これまで行ってきた中小事業者に対する支援をより一層深化させ、お客さまのトップラインや生産性の向上支援を積極的に行うことで、お客さまの事業性を高めることに取り組んでおります。また、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける中小事業者のお客さまの支援を目的として、コロナ関連融資による資金繰り支援を行った全てのお客さまに対しアフターフォローを実施し、追加支援や今後の経済情勢を見据えたポストコロナに対する支援の検討を行っております。

とうぎんチャレンジⅡ：「収益力」の強化

本業支援と持続的な収益確保を両立する営業活動や、多様化に応える商品の確立による顧客本位の取組みなどに注力し、お客さまへの付加価値の提供と収益力の向上に取り組んでおります。2022年10月には、非対面取引ニーズが高まる中、お客さまの利便性向上のため、申込みから契約まで来店不要で完結可能なWeb完結型ローンの取り扱いを開始しております。

また、効率的な店舗運営を図るとともに、生産性向上による質の高い金融サービスを提供していくため、2023年2月に2カ店で支店内支店化を実施しております。

とうぎんチャレンジⅢ：「とうぎん型人材」の育成

「挑戦（Challenge）、意思疎通（Communication）、課題解決能力（Conceptual skills）」の3つのCを備えた、地域の発展を支える人材の育成に取り組んでおります。意欲ある人材の育成とマルチスキル化に向け、公募制の研修を積極的に取り入れるなど研修体系の再構築に取り組んでいるほか、従業員満足度調査を実施し、職場環境の向上に取り組んでおります。

とうぎんチャレンジIV：「地域活性型ビジネスモデル」の確立

ビジネスモデル化を目指す項目として第1次中期経営計画開始時に掲げた6つのラインナップの中から、岩手県と当行の強みを活かせる可能性の高い分野として、「再生可能エネルギー（脱炭素）」と「アグリビジネス」の2つを選定し、地域活性化につながるビジネスモデルの基盤構築に取り組んでおります。

《再生可能エネルギー（脱炭素）への取組み》

本業支援を通じた地域の脱炭素化を支援する取組みとして、CO₂排出量可視化サービスや、自家発電型太陽光発電・PPAを提供する専門業者との業務提携の他、脱炭素につながる取組みを支援するローン商品「とうぎんグリーン・ローン」の取り扱いを開始しております。

また、当行では気候変動がお客さまや当行グループに与える影響を把握するとともに、ステークホルダーの皆さまに対して適切な情報開示の充実を図るため、2022年10月に「TCPFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）」提言への賛同を表明しております。

《アグリビジネスへの取組み》

農業法人の成長を支援するファンド「とうぎん・もりしんアグリファンド」の活用により、2022年8月に農業法人に対し、本ファンド第3号となる出資を行っております。

また、2023年2月より農林漁業を営むお客さまに対する金融支援を目的としたローン商品「みらいのたね」の取り扱いを開始し、地域の基幹産業である農林漁業の更なる成長・発展に向け取り組んでおります。

○「地域貢献」への取組み

2021年9月より、貸出金利息収入の一部をお客さまがご指定いただく地域団体へ寄付をする「とうぎん地域貢献寄付型ローン」の取り扱いを開始しており、2023年3月末時点で15社のお客さまにご利用いただき、お客さまの地域貢献活動を支援しております。

今後の未来を担う学生の金融リテラシー向上に向けた取組みとして、「起業家人材育成塾」「金融教育セミナー」を実施しております。また、「ジョブキッズいわて2022」への参加を行い、地元の小学生を対象に、岩手県の様々な仕事の魅力を学び体感する機会の創出に協力しております。

○「サステナビリティ」への取組み

持続可能な社会の実現と当行の企業価値の向上を図る取組みについて、2023年3月には、サステナビリティに対する当行の基本的な考え方を改めて示すものとして、新たに「サステナビリティ方針」を策定しております。コアバリュー（経営理念）、パーカス（存在意義）に基づく金融仲介機能の発揮や、気候変動等の環境問題など社会を取り巻く様々な課題解決に向けた活動に取り組むとともに、企業価値向上に向けた経営を通じ、地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

当行の業績

預金等（譲渡性預金を含む）は、法人預金が前期末比87億38百万円、個人預金が同29億59百万円増加するなど、全体で同133億21百万円増加し9,109億27百万円となりました。

公共債、投資信託及び保険商品を対象とした預り資産残高合計は、同3億49百万円減少し773億39百万円となりました。

貸出金は、中小企業向け貸出の増加などにより、前期末比248億79百万円増加し6,588億95百万円となりました。

有価証券は、前期末比50億82百万円増加し2,032億49百万円となりました。

収益状況については、経常収益は、貸出金利息及び国債等債券売却益の増加などにより前期比16百万円增收の120億50百万円となりました。経常利益は、国債等債券損益の増加及び営業経費の減少などにより同3億44百万円増益の23億26百万円となりました。

当期純利益は、同1億40百万円増益の14億20百万円となりました。

なお、連結ベースの収益状況は、経常収益は134億81百万円、経常利益は25億5百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は15億26百万円となりました。

自己資本比率（速報値）は、国内基準（4%）を採用しております。自己資本の額には利益剰余金を着実に積上げておますが、中小企業向け貸出の増加等に伴うリスク・アセットの増加により、単体自己資本比率は前期末比0.38ポイント低下し8.78%となりました。また、連結自己資本比率は同0.38ポイント低下し9.02%となりました。

店舗及び店舗外現金自動設備は、店舗については、2023年1月に「仙台支店」を移転いたしました。また、2023年2月には「一関支店」を「山目支店」に、「月が丘支店」を「青山支店」に支店内支店として移転集約し共同店舗の形態で営業しております。

店舗外現金自動設備については、「北上オフィスプラザ出張所」（北上市）の1か所を廃止しており、当期末における店舗外現金自動設備は80か所となっております。また、通帳繰越機能付きATMを導入しており、これにより休日を含めATM稼働時間帯に通帳繰越が可能となっております。コンビニATM提携については、セブン-イレブン店舗等に設置されたセブン銀行ATM、ローソン店舗等に設置されたローソン銀行ATM及びファミリーマート等に設置されたイーネットATMで当行キャッシュカードをご利用いただけます。コンビニATMでの当行キャッシュカードのお取引は24時間ご利用可能となっており、より一層のお客さまの利便性向上を図っております。

当行が対処すべき課題

当行を取り巻く経営環境は、コロナ禍からの経済活動の正常化が進みつつある一方で、人口減少による国内市場の縮小や異業種との競争激化などに加え、欧米の利上げや世界的なインフレ、米国地方銀行の破綻をきっかけとする金融不安などにより、先行きが不透明な状況となっております。また、コロナ禍で加速したDXへの取組みに加え、世界規模で広がるSDGsや脱炭素化をはじめとするサステナビリティへの取組み及び人的資本投資などは、企業活動における重要テーマとして位置づけられ、社会全体に大きな変化が生じてきております。

これらの急速な外部環境の変化に対応するとともに、地域社会の発展に貢献し続けられるよう、持続可能なビジネスモデルの構築が急務となっております。そのような中、2022年4月よりスタートした第1次中期経営計画の2年目となる2023年度は、「とうぎんチャレンジ」に基づき、「中小事業者への支援」をより一層深めるとともに、地域活性化に繋がる新たなビジネスモデルの構築に向け、更に取組みを加速させてまいります。

上記課題への対応も含め、第1次中期経営計画を着実に遂行していくことで、経営体质の強化を図るとともに、お客様への金融支援や本業支援等を通じて地域経済を活性化させ、地域力の向上に貢献してまいります。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
預 金	816,382	897,069	897,606	910,927
	定期性預金	353,192	350,066	334,594
	その他	463,189	547,002	563,011
貸 出 金	590,264	631,880	634,016	658,895
	個人向け	104,206	100,555	97,539
	中小企業向け	326,489	352,979	359,789
有 価 証 券	その他	159,569	178,346	176,688
	国債	197,497	199,173	198,167
	その他	24,933	12,198	18,005
総資産	864,522	1,019,372	1,024,987	965,845
内国為替取扱高	3,139,602	3,100,257	2,977,983	3,157,186
外國為替取扱高	百万ドル 9	百万ドル 11	百万ドル 11	百万ドル 9
経常利益	1,811	1,700	1,982	2,326
当期純利益	1,388	1,182	1,280	1,420
1株当たり当期純利益	円 146 50	円 124 75	円 135 07	円 149 58

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、普通株式に係る当期純利益を普通株式の期中平均発行済株式総数で除して算出しております。なお、普通株式に係る期中平均発行済株式総数については、自己株式を除いております。

(ご参考) 連結業績の推移

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経常 収 益	13,738	13,548	13,807	13,481
経常 利 益	1,599	1,743	2,118	2,505
親会社株主に帰属する当期純利益	1,111	1,149	1,337	1,526
包 括 利 益	△616	2,589	321	△714
純 資 産 額	37,977	40,100	39,923	38,741
総 資 産	866,543	1,021,517	1,026,975	968,133

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	559 人
平 均 年 齢	40 年 1 月
平 均 勤 続 年 数	16 年 8 月
平 均 給 与 月 額	325 千円

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末	
	店	うち出張所
岩 手 県	48	(2)
青 森 県	2	(-)
秋 田 県	1	(-)
宮 城 県	5	(-)
東 京 都	1	(-)
合 計	57	(2)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を80か所設置しております。

ロ 当年度新設営業所

当年度において、新設営業所はありません。

(注) 当年度において店舗外現金自動設備を以下の1か所廃止いたしました。

○廃止

北上オフィスプラザ出張所 (北上市)

ハ 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	347
---------------	-----

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
(新設・拡充・改修)	
現金自動設備の更新	125
仙台支店の移転	92

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

- 当事業年度中に実施した重要な設備の処分、除却
旧仙台支店の店舗及び店舗用地の処分等

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主 要 業 務 内 容	資 本 金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他の
株 式 会 社 東 北 ジェーシーサービーカード	岩手県盛岡市本宮一丁目6番8号	クレジットカード業務 信用保証業務	百万円 20	% 100.00	—
東 北 保 証 サービス 株 式 会 社	岩手県盛岡市茶畠二丁目25番46号	信用保証業務	30	100.00	—
と う ぎ ん 総 合 リース 株 式 会 社	岩手県盛岡市中ノ橋通一丁目4番22号	リース業務	20	100.00	—
東北銀ソフトウエアサービス 株 式 会 社	岩手県盛岡市茶畠二丁目25番46号	ソフトウェアの開発並びに販売業務	30	100.00	—

(注) 1. 上記の4社はすべて連結対象としております。

2. 上記の4社を含めた当期の業績の成果は、「1. 当行の現況に関する事項」中「(2) 財産及び損益の状況」の「(ご参考) 連結業績の推移」に記載しております。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称A C S）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び預入れサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
村上尚登	取締役会長 (代表取締役)	—	—
佐藤健志	取締役頭取監査部、秘書室、東京事務所担当 (代表取締役)	—	—
横澤英信	取締役専務執行役員 資産運用サポート部、市場金融部担当	—	—
森宏樹	取締役常務執行役員 融資管理部、事務統括部、システム統括部担当	—	—
葛尾敏哉	取締役常務執行役員 経営企画部、みらい創生部担当	—	—
保和衛	取締役執行役員 人事部担当	—	—
村井三郎	取締役 (社外取締役)	村井三郎法律事務所 弁護士 岩手県人権擁護委員連合会、 盛岡市公正職務審査会 各会長	—
村雨圭介	取締役 (社外取締役)	特許業務法人SANSUI国際特許事務所 盛岡オフィス代表 弁理士	—
高橋淳悦	取締役常勤監査等委員	—	—
樋野信治	取締役監査等委員 (社外取締役)	株式会社テレビ岩手 代表取締役	—
館脇幸子 (現姓大友)	取締役監査等委員 (社外取締役)	エール法律事務所 弁護士	—

- (注) 1. 社外取締役村井三郎、村雨圭介、樋野信治及び館脇幸子は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の条件を満たしていますので、独立役員として同取引所に届け出ています。
2. 取締役監査等委員高橋淳悦は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、行内事情に精通したものが重要な会議に出席し得られる情報や会計監査人及び内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られる情報を監査等委員全員と共有することで、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。
3. 取締役監査等委員館脇幸子の現姓は大友ですが、旧姓の館脇にて弁護士業務を行っております。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 当事業年度に係る役員の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等	固定報酬	業績運動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員である取締役を除く)	10名	164	123	33	7
取締役 (監査等委員)	4名	25	25	—	—
計	14名	189	148	33	7

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記には、2022年6月22日開催の第102期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く）2名及び取締役（監査等委員）1名を含めております。

② 業績運動報酬等に関する事項

当行では、業績及び企業価値の最大化に向けた意欲を高めるため、業績運動報酬を算定する指標として、当期純利益（単体）を採用しております。具体的には、職位別の基準額に対し、当期純利益の水準に応じて定められた銀行業績係数と、個人別の成果等を反映した個人業績係数を乗じて算定しております。算定に用いた2022年3月期の当期純利益（単体）の目標は10億円であり、実績は12億80百万円되었습니다。

③ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当行の普通株式であり、割当を受けた当行の普通株式の払込期日から当行の取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間、本割当契約により割当を受けた当行の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこととしております。

また、当事業年度における交付状況は「4. 当行の株式に関する事項」中「(4) 役員保有株式」に記載しております。

④ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

イ 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）

（2020年6月23日開催の第100期定時株主総会決議）

年額220百万円以内（うち社外取締役分年額12百万円以内）であります。なお、
使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は2名）で
あります。

ロ 監査等委員である取締役（2020年6月23日開催の第100期定時株主総会決議）

年額60百万円以内であります。

当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外
取締役は3名）であります。

ハ 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」
という。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬（2020年6月23日開催
の第100期定時株主総会決議）

譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権は上記イの報酬枠とは別枠で、年額
20百万円以内であり、普通株式の株式数上限を年25,000株以内としております。
なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。

当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は6名であります。

⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当行は、2020年6月23日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮詢し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しております。当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員会が決定権限を有しております。株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内となるよう方針及び算定基準を定め、当該方針及び算定基準に基づき監査等委員である取締役の協議により決定しております。

各基本方針の内容は次のとおりであります。

イ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関する基本方針

取締役の報酬は、当行の業績及び企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れた報酬水準・報酬体系としております。なお、役職ごとの報酬方針は定めておりません。

(i) 業務執行取締役の報酬体系

業務執行取締役の報酬は、基本報酬である「固定報酬」、当期純利益及び各役員の成果を反映した「業績連動報酬」及び中長期的な企業価値向上に対するインセンティブを高めることを目的とする「譲渡制限付株式報酬」で構成しております。「業績連動報酬」は報酬総額の30%程度となるよう設計しております。

「固定報酬」は、役位及び職責に応じて支給し、「業績連動報酬」は、月額の固定報酬に銀行業績係数と各役員の成果等を反映した個人業績係数を乗じて算出し、「譲渡制限付株式報酬」は役位及び職責に応じ、銀行の中長期的企業価値向上への貢献等を反映して決定しております。

(ii) 非業務執行取締役の報酬体系

非業務執行取締役の報酬は、業務執行から独立した立場を勘案し、役位に応じた「固定報酬」のみを支給いたします。

□ 監査等委員である取締役の報酬に関する基本方針

監査等委員である取締役の報酬は、業務執行から独立し、取締役の職務執行の監査、及び経営の監督を行う立場であることを考慮した、適切かつ公正な報酬水準としております。

・ 監査等委員である取締役の報酬体系

監査等委員である取締役の報酬は、業務執行から独立した立場を勘案し、役位及び職責に応じた「固定報酬」のみを支給いたします。

ハ 支払時期または条件の決定に関する方針

(i)金銭報酬

金銭報酬については、前記イ及びロの基本方針に基づいて報酬月額を決定し、月次で支給することとしております。

(ii)譲渡制限付株式報酬

譲渡制限付株式報酬については、前記イ(i)の方針に基づき、決議日前日の当行株価を基準として付与株数を決定し、その翌月中に付与することとしております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
村 井 三 郎	
村 雨 圭 介	
樋 野 信 治	
館 脇 幸 子	会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(4) 補償契約

- 在任中の会社役員との間の補償契約
該当事項はありません。
- 補償契約の履行等に関する事項
該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行取締役及び執行役員	<p>当行は、保険会社との間で、当行の役員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額当行が負担しております。</p> <p>当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。</p> <p>なお、当該保険契約では、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当行が当該被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合には填補の対象としないこととしております。</p>

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他	状況
村井三郎	村井三郎法律事務所 弁護士 岩手県人権擁護委員連合会、 盛岡市公正職務審査会 各会長	
村雨圭介	特許業務法人SANSUI国際特許事務所 盛岡オフィス代表 弁理士	
樋野信治	株式会社テレビ岩手 代表取締役	当行との関係 取引先
館脇幸子	エール法律事務所 弁護士	

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
社外取締役 村井三郎	7年9か月	当期開催の取締役会11回開催のうち10回出席	弁護士としての豊富な経験に基づく専門知識を有し、主にコンプライアンスの観点から取締役会において活発な発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員長として同委員会の議案・審議を主導しております。さらに、筆頭社外取締役として経営陣との意見交換を適時行っております。
社外取締役 村雨圭介	1年9か月	当期開催の取締役会11回のすべてに出席	弁理士としての豊富な経験に基づく専門知識を有し、幅広い観点から活発な発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員として、経営陣との意見交換を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 樋野信治	3年9か月	当期開催の取締役会11回及び監査等委員会7回のすべてに出席	長年報道機関に携わった経験及び経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会及び監査等委員会における議案・審議について活発な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 館脇幸子	2年9か月	当期開催の取締役会11回及び監査等委員会7回のすべてに出席	弁護士としての豊富な経験に基づく専門知識を有し、主にコンプライアンスの観点から取締役会及び監査等委員会における議案・審議について活発な発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人數	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	15	—

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上記には、2022年6月22日開催の第102期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名及び社外取締役（監査等委員）1名を含めております。

(4) 社外役員の意見

「3. 社外役員に関する事項」の(1)から(3)に記載した内容に対して、社外役員の意見はございません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数（注）	30,000千株
	普通株式	30,000千株
	第一種優先株式	30,000千株
(注) 定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。		
	発行済株式の総数	13,509千株
	普通株式	9,509千株
	第一種優先株式	4,000千株
(2) 当年度末株主数	普通株式	8,097名
	第一種優先株式	1名
(3) 大株主		
	普通株式	

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当 行 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 等	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	781千株	8.23%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	410	4.32
東北銀行従業員持株会	273	2.87
株式会社富士電業社	180	1.89
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	114	1.20
富国生命保険相互会社	110	1.16
大樹生命保険株式会社	107	1.12
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	93	0.98
中当建設株式会社	90	0.95
株式会社富山銀行	74	0.78

(注) 1. 持株数等は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は発行済の普通株式の総数から自己株式（18千株）を除いて計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

第一種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社整理回収機構	4,000千株	100.00%

(4) 役員保有株式

区分	株式の交付を受けた者の人数	株式の数 (株式の種類及び種類ごとの数)
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	6名	普通株式 7,400株
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

- (注) 1. 当事業年度中に職務執行の対価として当行役員に対し交付した株式の状況について記載をしております。
 2. 当行の株式報酬の内容につきましては、「2. 会社役員に関する事項」中「(2) 会社役員に対する報酬等」に記載しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当事項はありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他の
北光監査法人 業務執行社員 佐々木 政徳 業務執行社員 八重樫 健太郎	40	監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当該事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1. 当行及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は40百万円であります。
 2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査等の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

- イ 在任中の会計監査人との間の補償契約
 該当事項はありません。
 ロ 補償契約の履行等に関する事項
 該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人を適切に評価するための基準を策定し、その職務遂行状況・監査体制・監査品質および独立性等を総合的に検討し、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 銀行の社会的責任と公共的使命を基本とした企業倫理の構築を図るため、コンプライアンスマニュアルを制定し、法令等遵守が経営の最重要課題であることを認識しその徹底を図る。

ロ 法令等に違反の疑義が生じた場合は、法令及び就業規則等に基づき適切な措置をとるとともに、必要な対応策を迅速に講ずる。

ハ コンプライアンス管理体制の充実のため、コンプライアンス・プログラムを年度毎に策定し、その進捗状況を管理・分析する。

ニ 法令等遵守に関する諸問題に対し円滑な対応ができるよう組織体制・規程の整備を図るとともに、法令等遵守に関する法務情報の収集に努め、適切な対応を行う。

ホ 反社会的勢力への対応についてコンプライアンスマニュアルに定め、反社会的勢力に毅然として立ち向かい、関係遮断を重視した体制を構築する。

ヘ 監査等委員は取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを監視・検証し改善勧告を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報を記録し、その取扱いに関する規程に従い、保存及び管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 業務運営の長期的な安定を確保するため、リスク管理の方針及びリスク管理に係る規程を取締役会において決定する。

ロ 統合リスク管理及び資産・負債の総合管理に係る事項を組織横断的に管理するため、ALM委員会を設置する。

ハ リスク管理全体を統括する統合的リスク管理の統括部署を設置するとともに、リスクの種類ごとに主管部署を定め管理する。

ニ 大規模災害等、緊急事態が発生した場合における金融システムの機能維持を目的とする業務継続計画（BCP）を策定し、緊急事態発生時にも適切に対処する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 取締役会は、経営計画を定め、当行の業務執行を決定し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行を監督する。

ロ 取締役会が、会社法及び定款の定めに基づき、重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役又は常務会に委任したときは、当該取締役又は常務会は、当該委任された事項を自ら決定することができる。

ハ 取締役会は、執行役員に対し取締役会の決定した業務執行を行わせることができ、業務執行を監督するとともに必要に応じて指揮命令を行う。

ニ 効率的業務執行のため、職務分掌及び責任権限の規程に基づき職務の分担を定める。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 使用人に対し法令・定款及びその他の規程の遵守を徹底するため、コンプライアンスマニュアルを制定し、意識の醸成に努める。

ロ コンプライアンスの整備・強化のため、コンプライアンス委員会を設置する。

ハ コンプライアンス統括部署は年度毎に策定されたコンプライアンス・プログラムを適切に運営する。

(6) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
 - ・ 子会社管理の規程により、業績、財務状況、その他業務執行に係る重要事項について、子会社が当行に協議・報告する事項を定め、適切に管理する。
- ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程のその他の体制
 - ・ 子会社においてリスク管理規程等を定めるほか、リスク管理を確保するため、子会社管理の規程により子会社が行う各業務の所管部署を定め、業務運営について管理・指導を行う。
- ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 子会社が年度毎策定する経営計画を、当行の統括部署にて協議の上、常務会にて決裁を行う。
 - ・ 子会社管理の規程に基づき、子会社の業務執行に際して適切な管理・指導を行う。
- ニ 子会社の取締役等及び使用人等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 子会社においてもコンプライアンスマニュアル等を策定し、責任者を配置する。
 - ・ 当行の監査部署は子会社を監査し損失発生の危険性及び不適切な業務の内容が認められた場合、代表取締役及び常勤監査等委員に報告する。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を円滑に遂行するため、監査等委員会は必要に応じ職務遂行を補助する使用人を置くことができる。

(8) 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び指示の実効性確保に関する事項

- イ 監査等委員会を補助する使用人は他部署の役職員を兼務する場合は、補助すべき期間中は取締役（監査等委員である取締役を除く。）等の執行部門の指揮を離れ、監査等委員会の指示、命令に従うものとする。
- ロ 監査等委員会を補助する使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定は監査等委員会に事前の同意を得る。また、他部署との役職員を兼務しない場合の人事考課は常勤監査等委員が行う。

(9) 当行の監査等委員会への報告に関する体制

イ 当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制

- ・ 役職員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合は当該事実を遅滞なく監査等委員会に報告する。
- ・ 監査等委員会からの監査業務の執行に必要と判断した報告の要請に対しては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人は速やかにその事項について報告する。
- ・ 取締役の職務の執行を監査するため監査等委員は重要な会議等へ出席することができる。

ロ 子会社の取締役・監査役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査等委員会に報告をするための体制

- ・ 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制を整備する。
- ・ 子会社の使用人等は、当行の監査等委員会から事業の報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行う。

(10) 監査等委員会へ報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告をしたものが報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

(11) 監査等委員会の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(12) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 監査等委員は、代表取締役と定期的に会合をもち、重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識を深める。

- ロ 監査等委員会は、職責を実効的に遂行する体制を確保するため、監査等委員会規程において定める権限を行使する。
- ハ 監査等委員会を組織する監査等委員である取締役の過半数を社外取締役とし、対外透明性を担保する。

(13) 内部統制システムの運用状況の概要

当行は取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）を決議しており、制定した基本方針に基づき内部統制システムを構築・運用するとともに、適宜並びに毎年3月に見直しを行い、内部統制の整備を図っております。

当事業年度における基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりであります。

- イ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることの確保

経営に関わる重要事項の決定を行うとともに、業務の執行状況に関する監督を行う定例の取締役会を11回開催しております。

また、取締役会で定めた基本方針に基づく業務執行や常務会規程に基づく付議案件等について審議するとともに、重要な銀行業務に係る意思決定機関としての機能を担う常務会を70回開催しております。

- ロ リスク管理体制

リスク管理体制については「資産・負債の総合管理」、「統合リスク管理（自己資本管理）」、「流動性リスク管理」の運営方針をALM委員会において定め、管理する体制としております。

ALM委員会は19回開催しており、ALM委員会の協議決定事項のうち重要な事項については、取締役会へ付議・報告しております。

- ハ コンプライアンス体制

法令等遵守体制の整備、強化及び事務管理を徹底することを目的としたコンプライアンス委員会を10回開催しております。

コンプライアンスマニュアルの改定、コンプライアンス・プログラムの策定、その他コンプライアンスに関する重要な事項を取締役会へ付議・報告しております。

ニ 当行グループにおける業務の適正の確保

銀行と子会社等との情報共有及び円滑な意思疎通を図るための連絡会議を4回開催しております。

子会社においてリスク管理規程及びコンプライアンスマニュアル等を定めるほか、緊密な協議、報告体制を整え業務運営について適切な管理・指導を行っております。

ホ 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議をする監査等委員会を7回開催しております。また、取締役会への出席を通して取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行状況について監査を行うとともに、営業店及び本部各部の業務執行状況について営業店長、本部各部長と面談し、内部統制の有効性及び法令等遵守状況等を監査しております。

内部監査の状況について監査部長と監査等委員が定期的に情報交換を行っております。

会計に関する部分については会計監査人から監査の実施状況について報告を受け、意見交換会を実施するなど連携をとっております。これらにより監査等委員会が内部統制機能を監査するとともに、監査結果に基づき内部統制機能等について取締役（監査等委員である取締役を除く。）に助言することしております。

コンプライアンスの状況については常勤監査等委員がコンプライアンス委員会に出席し確認しております。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

(1) 責任限定契約

該当事項はありません。

(2) 補償契約

イ 在任中の会計参与との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

12. その他

該当事項はありません。

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

第103期末（2023年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 额	科 目	金 额
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	43,694	預 当 座 預 金	910,927
現 金	14,987	預 普 通 蓄 預 金	18,559
預 け 金	28,707	預 普 通 蓄 預 金	549,315
コ 一 ル 口 一	32,500	預 普 通 蓄 預 金	15,321
金 銭 の 信 託 券	5,573	預 普 通 蓄 預 金	1,277
有 働 証	203,249	預 定 期 期 積 金	309,684
國 地 社 株 そ の 他 の 証	18,836	そ の 他 の 預 金	13,155
方 式 券	69,256	債券貸借取引受入担保金	3,613
貸 割 手 証 当	86,129	借 用 金	5,951
手 書 印 形	4,835	借 入 金	2,911
手 書 印 形	24,193	外 国 为 替 金	2,911
手 書 印 形	658,895	外 売 渡 为 替 金	1
手 書 印 形	1,420	未 払 为 替 金	1
手 書 印 形	34,021	未 払 为 替 金	0
手 書 印 形	569,847	そ の 他 の 債 借 金	4,752
手 書 印 形	53,605	未 払 为 替 金	366
手 書 印 形	636	未 払 为 替 金	108
手 書 印 形	636	前 付 为 替 金	309
手 書 印 形	11,064	給 付 为 替 金	0
手 書 印 形	5	一 産 为 替 金	6
手 書 印 形	729	除 他 为 替 金	47
手 書 印 形	0	そ の 他 の 債 借 金	3,912
手 書 印 形	10,328	偶 発 損 失 引 当 金	129
手 書 印 形	6,904	再 評 働 に 係 る 緑 延 税 金 負 債	599
手 書 印 形	1,665	支 払 承 諾	3,047
建 土	4,570	負 債 の 部 合 計	928,321
建 設 仮 勘	183	(純 資 産 の 部)	
その他の有形固定資産	483	資 本 金	13,233
無 形 固 定 資 産	252	資 本 余 備 金	11,154
ソ フ ト ウ エ ア	154	資 本 準 備 金	11,154
その他の無形固定資産	98	利 益 余 備 金	13,937
前 払 年 金 費 用	1,139	利 益 準 備 金	1,153
繰 延 税 金 資 産	1,754	そ の 他 利 益 余 備 金	12,784
支 払 承 諾	3,047	綠 越 利 益 余 備 金	12,784
貸 倒 引 当 金	△2,866	自 己 株 式	△33
資 产 の 部 合 計	965,845	株 主 資 本 合 計	38,292
		そ の 他 有 働 証 券 評 働 差 額 金	△1,945
		土 地 再 評 働 差 額 金	1,177
		評 働 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△768
		純 資 産 の 部 合 計	37,524
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	965,845

第103期(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)損益計算書

(単位:百万円)

科 目		金額	科 目	金額
経 資	常 収 益	12,050	特 別 利 益	0
	金 運 用 収 益	9,237	固 定 資 産 処 分 益	0
	貸 出 金 利 息	7,873	特 別 損 失	318
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,326	固 定 資 産 処 分 損	3
	コ ー ル ロ ー ン 利 息	△9	減 損 損 失	314
	預 け 金 利 息	46		
	そ の 他 の 受 入 利 息	0	税 引 前 当 期 純 利 益	2,009
役 務	取 引 等 収 益	1,933	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	620
	受 入 為 替 手 数 料	580	法 人 税 等 調 整 額	△ 32
	そ の 他 の 役 務 収 益	1,352	法 人 税 等 合 計	588
そ の 他	業 務 収 益	296	当 期 純 利 益	1,420
	外 国 為 替 売 買 益	2		
	国 債 等 債 券 売 却 益	294		
	金 融 派 生 商 品 収 益	0		
そ の 他	経 常 収 益	583		
	償 却 債 権 取 立 益	67		
	株 式 等 売 却 益	214		
	金 銭 の 信 託 運 用 益	146		
	そ の 他 の 経 常 収 益	154		
経 資	常 費 用	9,723		
	金 調 達 費 用	30		
	預 金 利 息	28		
	譲 渡 性 預 金 利 息	0		
	コ ー ル マ ネ ー 利 息	0		
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	0		
	借 用 金 利 息	0		
役 務	取 引 等 費 用	666		
	支 払 為 替 手 数 料	49		
	そ の 他 の 役 務 費 用	617		
そ の 他	業 務 費 用	244		
	国 債 等 債 券 売 却 損	109		
	国 債 等 債 券 償 戻 損	134		
営 業	經 費	8,141		
そ の 他	經 常 費 用	640		
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	428		
	貸 出 金 償 却	31		
	株 式 等 売 却 損	78		
	株 式 等 償 却 損	39		
	そ の 他 の 経 常 費 用	62		
経 常	利 益	2,326		

第103期(2022年4月1日から 2023年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

資本金	株主資本								
	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	13,233	11,154	-	11,154	1,058	11,621	12,679	△46	37,021
当期変動額									
剰余金の配当					94	△569	△474		△474
当期純利益						1,420	1,420		1,420
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分			△6	△6				13	7
利益剰余金から 資本剰余金への振替			6	6		△6	△6		-
土地再評価差額金の取崩						318	318		318
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	94	1,162	1,257	13	1,270
当期末残高	13,233	11,154	-	11,154	1,153	12,784	13,937	△33	38,292

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他の 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	162	1,495	1,658	38,679
当期変動額				
剰余金の配当				△474
当期純利益				1,420
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				7
利益剰余金から 資本剰余金への振替				-
土地再評価差額金の取崩				318
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△2,107	△318	△2,426	△2,426
当期変動額合計	△2,107	△318	△2,426	△1,155
当期末残高	△1,945	1,177	△768	37,524

第103期末（2023年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	43,694	預 金	908,639
コールローン及び買入手形	32,500	債券貸借取引受入担保金	5,951
金 錢 の 信 託	5,573	借 用 金	2,911
有 価 証 券	202,175	外 国 為 替	1
貸 出 金	656,175	そ の 他 負 債	8,058
外 国 為 替	636	退職給付に係る負債	8
そ の 他 資 産	17,322	偶発損失引当金	129
有 形 固 定 資 産	6,982	ポイント引当金	44
建 物	1,692	利息返還損失引当金	0
土 地	4,601	再評価に係る繰延税金負債	599
建 設 仮 勘 定	183	支 払 承 諾	3,047
その他の有形固定資産	504	負 債 の 部 合 計	929,392
無 形 固 定 資 産	257	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	158	資 本 金	13,233
その他の無形固定資産	98	資 本 剰 余 金	11,998
退職給付に係る資産	1,002	利 益 剰 余 金	14,404
繰 延 税 金 資 産	1,816	自 己 株 式	△33
支 払 承 諾 見 返	3,047	株 主 資 本 合 計	39,602
貸 倒 引 当 金	△3,049	その他有価証券評価差額金	△1,943
		土地再評価差額金	1,177
		退職給付に係る調整累計額	△95
		その他の包括利益累計額合計	△861
資 産 の 部 合 計	968,133	純 資 産 の 部 合 計	38,741
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	968,133

第103期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 収 益	13,481	特 別 利 益	0
資 金 運 用 収 益	9,128	固 定 資 産 処 分 益	0
貸 出 金 利 息	7,864	特 別 損 失	318
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,226	固 定 資 産 処 分 損	3
コールローン利息及び買入手形利息	△9	減 損 損 失	314
預 け 金 利 息	46		
そ の 他 の 受 入 利 息	0	税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	2,187
役 務 取 引 等 収 益	2,401	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	691
そ の 他 業 務 収 益	1,379	法 人 税 等 調 整 額	△30
そ の 他 経 常 収 益	571	法 人 税 等 合 計	660
償 却 債 権 取 立 益	67	当 期 純 利 益	1,526
そ の 他 の 経 常 収 益	504	親会社株主に帰属する当期純利益	1,526
経 常 費 用	10,975		
資 金 調 達 費 用	30		
預 金 利 息	28		
譲 渡 性 預 金 利 息	0		
コールマネー利息及び売渡手形利息	0		
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	0		
借 用 金 利 息	0		
そ の 他 の 支 払 利 息	0		
役 務 取 引 等 費 用	690		
そ の 他 業 務 費 用	1,046		
営 業 経 費	8,616		
そ の 他 経 常 費 用	592		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	374		
そ の 他 の 経 常 費 用	217		
経 常 利 益	2,505		

第103期（2022年4月1日から 2023年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	13,233	11,998	13,040	△46	38,225
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当			△474		△474
親会社株主に帰属する当期純利益			1,526		1,526
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△6		13	7
利益剰余金から資本剰余金への振替		6	△6		—
土地再評価差額金の取崩			318		318
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,364	13	1,377
当 期 末 残 高	13,233	11,998	14,404	△33	39,602

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 產 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	164	1,495	38	1,698	39,923
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当					△474
親会社株主に帰属する当期純利益					1,526
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					7
利 益 剰 余 金 か ら 資 本 剰 余 金 へ の 振 替					—
土地再評価差額金の取崩					318
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,107	△318	△133	△2,560	△2,560
当 期 変 動 額 合 計	△2,107	△318	△133	△2,560	△1,182
当 期 末 残 高	△1,943	1,177	△95	△861	38,741